

議題に関する意見（伊藤委員）

（１）LINE(株) 藤川由彦様への質問

LINE は 18 歳以下の若い世代のいじめツールとしてよく登場し、自殺につながるケースも出てきています。

LINE によるいじめが怖いのは、他の SNS とは違って検索対象とはならず、友達になるかグループに招待されないとトークを見ることもできないため、外部から気づけない状態で密室の中で執拗にいじめが繰り返され、さらにいじめの証拠はすぐに削除できてしまう点にあるかと思えます。

また、ステータスメッセージ（ステメ）でどの相手に向けたものか、言い逃れができてしまうということもあります。

これらは学校との協働で啓発、教育に頼るしかないところも大きいと思いますが、被害者が深刻に追いつめられている場合にプロバイダとして対応するケースはあるのでしょうか？できるとしたらどんなことが可能でしょうか？

（２）方向性の検討のア、イ、ウについて

現状、特定の個人、法人に対する名誉棄損、プライバシーの侵害については、基本被害者本人が対応するものとなっているが、ほとんどの人にとって司法手続きはもちろん、弁護士に相談することも非常にハードルが高く、行動に起こせないことが多いと思われる。行政としては、府民に寄り添うことを前提としてまずはそのハードルを下げるのが役割だと思う。

窓口の設置、被害者への傾聴、悪質と認められるものに関してはプロバイダへの削除要請、発信者情報の開示要請など、現在大阪府がヘイトスピーチに対して行っている拡散防止措置の対象を、インターネット上の誹謗中傷にまで広げるということ。

削除要請等に関しては法務局やセーフティーインターネット協会が行っているならば、そこ連携して対処していくことも必要。被害者がたらい回しにされて何度も 1 から説明しなくてはならないような事態は避けてほしい。

加害者への警告、必要ならば警察への通報も含めて連携してサポートすべきで、裁判を起こす場合の費用などについても貸付制度なども検討すべき。

そのためにも第三者機関による判断は必要。攻撃の内容はもちろん、回数も考慮する必要があり、法的な裏付けと共に被害者に寄り添える体制が必要。

被害者が誹謗中傷だと主張しても、実は加害者が被害者であったり、弱者による告発という場合もあり得る。中にはそれが世論につながり、公益にかなう場合もあるので、表現の自由としての匿名性は守られるべきであり、その見極めも含めて第三者機関は判断していく必要があると思う。ただ、いずれにしろ加害者本人の情報には行きつけるようにし、加害者の言い分にも耳を傾けることが必要か。